

直方駅周辺地区サイン設置業務委託仕様書

1. 業務の名称

直方駅周辺地区サイン設置業務委託

2. 業務の目的

本サイン設置の目的は、情報提供の他、中心拠点内の回遊性の向上、滞在時間の延伸、域内消費による経済効果の拡大とする。また、災害時の避難案内としても活用を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. サイン設置場所

JR 直方駅前広場（直方市大字山部 226 番地）

具体的設置場所については、別添（設置可能範囲箇所図）の範囲において提案すること。

5. 業務内容

受注者は、次に掲げる業務を実施するものとする。また、本業務にかかる設計業務、データ作成等、それにかかる一切の経費を含むものとする。

（1）サインの基数・デザイン等について

① 筐体

数量 : 1 基

サイズ : 高さ 200～220cm、幅 240～260cm、奥行 30～50cm 程度とすること。

掲示物 : 「アナログ地図」と「デジタルサイネージ」の併用型とすること。

筐体デザイン : 旧直方駅舎のデザインを基本デザインとし、既存の景観に配慮すること。

筐体色 : 直方グリーン（色番号：J45-20B）をベースにした配色とする。

ディスプレイ : 55 インチの輝度 3500cd 以上のディスプレイを採用すること。

筐体の設計は周辺機器が筐体内部の温度環境に対応できるような設計とし、直方市に事前に説明、承認を得るものとする。

② アナログ地図

中心市街地の拡大図 4 か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）の掲載施設数は 20～30 施設とする。

中心市街地の拡大図の他、直方市の全体地図も掲載できるものとする。

拡大図はイラストを用いたデザインとし、利用者が施設位置等を直観的に把握できるように配慮すること。

掲載が必須な情報は下記とする。

- ・多目的トイレの有無や避難所
- ・旧長崎街道（東西の構口、大曲、街道沿いの史跡など）

地図の更新について、時間と費用ができるだけかかりにくい体制を整えた提案を行うこと。

アナログマップのデザインは業者決定後、直方市との協議/承認を経て決定する。協議に伴う修正等を見込んだ提案とすること。

③ デジタルサイネージ

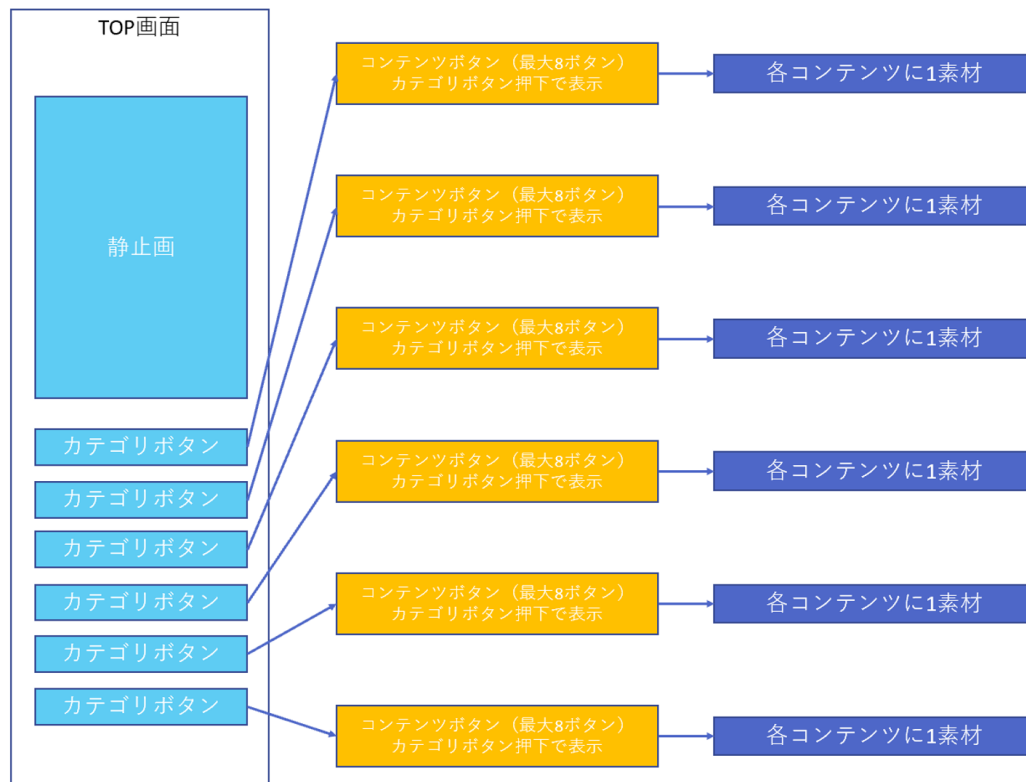
タッチパネル方式とすること。

サイネージのモニターは縦型とすること。

(2) タッチコンテンツ

タッチコンテンツは下記に記載の仕様とし、TOP画面を含め、2回のタッチ操作で必要な情報にたどり着ける設計とする。

コンテンツ階層イメージは下記の通り。



- ・TOP画面のカテゴリボタンは最大6種類設定できるものとする。
- ・第一階層のコンテンツボタンは最大8種類設定できるものとする。
- ・最終階層の情報はCMSでコンテンツ入替ができる仕様とする。
- ・各ボタンやTOP画面は市の担当者と協議の上、決定する。

- ・ TOP 画面は静止画および動画に対応すること。

(3) 災害時情報

① 災害情報割込表示

緊急速報「エリアメール」サービス等に対応し、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信した際に自動的にその表示に切り替える機能を有する事。

② メール表示機能

事前に登録されたメールアドレスよりサイネージに対してメール送信することにより、そのメールのテキスト情報及び添付画像をサイネージ画面に自動的に表示することが出来る機能を有する事。

表示は1件目を表示したのち、2件目の受信以降は最新のものが上部に挿入され、過去の表示と同時に表示する。

直方市が承認する民間団体等の担当部署からも登録及び配信ができるものとし、事前登録のメールアドレスは複数登録できること。

(4) システムの管理・監視

① 管理サーバー上において遠隔でデジタルサイネージの配信状況の確認が行えること。確認項目は以下を対象とする。

- ・ 配信端末の起動時間、現在の稼働状況、通信接続状況、通信接続履歴、表示情報
- ・ ディスプレイの起動時間、接続状況

② 各機器は遠隔での制御が行えるものとし、有事の際に発生事象の切り分けが行えるシステム構成とすること。

③ システム全体や管理サーバーにおいて適切にセキュリティ対策を講じること。

詳細は受託者決定後に 別途調整を行う。

(5) 設計及び設置

① 筐体を含む本業務に係る設計及び設置にあたっては、寸法、設置箇所、電気工事、ネットワーク等について、市担当者と十分に協議すること。

(6) 設計業務

① 総合案内サインの設置に係る基本設計及び実施設計を行うこと。

② サイン設置における関係法令手続き申請業務を行うこと。

③ 担当及び関係各課との調整、協議を含む業務において必要なその他調査一式を行うこと。

(7) 設置業務

- ① (6) 設計業務に基づき、サインを設置すること。
- ② 作業の実施にあたっては、通行人・通行車両等の安全を図るため作業範囲を明確に表示・区画したうえ、事故防止に努めること。また、作業中に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において対応すること。
- ③ 基礎工事完了後、サイン設置工事までに時間を要する場合は、設置した基礎の養生及び凍結対策を実施すること。
- ④ 設置場所については、原状回復を行うこと。

(8) 実施報告

業務施工前後、設置、形状寸法等の写真撮影を行い、完了届とあわせて提出すること。

6. 実施体制

- (1) 本業務を遂行するために必要な人員を確保すること。また、責任者および担当者については、委託期間中に特段の理由なく変更することがないようにすること。なお、特段の理由により実施体制を変更する必要がある場合には、事前に本市と協議すること。
- (2) 本業務の進捗管理・課題整理及び業務内容の意思統一を図るため、業務委託期間中は本市と密接に連絡・調整を図ること。

7. 著作権の帰属

本業務により制作された成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。）は、委託者に帰属する。また、受託者は成果物について、著作権者人格権を行使しない。
ただし、ソフトウェアに関しては、デザインのみとする。

8. 業務に関わる留意点

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項や疑義および変更が生じた場合は、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。
- (3) 本仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

【問い合わせ先】

〒822-8501 直方市殿町 7 番 1 号
直方市 商工観光課商業観光係 田原・仲間
TEL : 0949-25-2156
FAX : 0949-25-2158
Mail : n-shoko@city.nogata.lg.jp